



東京税理士会日本橋支部会報

第171号

令和6年5月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 青木久直

編集人 広報部長 多田毅

印刷 (株) 税経



「藤棚（あしかがフラワーパーク）」

目次

・ 支部長挨拶 青木久直	2	・ ゴルフコンペ（京橋支部との交流戦）	12
・ 日本橋税務署長挨拶 梶原 忍	3	・ 日本橋支部常会及び研修会	13
・ 新春講演会及び賀詞交歓会	4	・ 随筆 井手政紀、梅田文江	14～16
・ 税務協力7団体 新年賀詞交歓会	5	・ 日本橋支部周辺探訪	16～18
・ 研究論文 三塚一彦	6～10	・ 各部だより	18～22
・ インボイス開始後の消費税申告、留意点について	11	・ 女性部（さつき会）活動報告	23
・ 税界放談	11	・ 支部会員異動のお知らせ	24～26



確定申告を終えて

支部長 あお き ひさ なお
青木 久直

新緑の候 日本橋支部会員の皆様におかれましては、ご壮健にお過ごしのことと存じます。

昨年の確定申告時期は、新型コロナの新規感染者数を気にしながらの業務でしたが、新型コロナも昨年の5月からは第5類に移行し、少しずつですがお着きを見せ、普段の生活へ戻りつつあるところと思います。

確定申告につきましては、インボイス制度導入後、最初の確定申告となりました。皆様の事前の準備や納税者の方々へのきめ細かなご対応により大きな混乱もなく消費税の申告をされたことと思います。

確定申告無料相談につきましては、会場を日本橋公会堂から人形町区民館へ移動しての実施となりました。一昨年より導入された事前申込制により時間枠が設けられ、混乱もなく無事に終了いたしました。また、例年に近い相談と提出件数がありました。ご協力頂きました会員の皆様へこの場を借りて感謝申し上げます。

6月から定額減税が始まります。所得税から3万円、住民税から1万円が控除されます。家族構成によって減税額が変わりますし、本人の合計所得金額によって制限もあります。所得税について、給与所得者は源泉徴収税額から控除され、個人事業者は本人分に係る分については予定納税から控除されます。事前の準備が大切になりますので早めにご対応頂ければと思います。

税理士は、税理士法において、「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。」と定められています。そして毎年4月から3月までの期間において36時間以上の研修を受講しなくてはなりません。例年、日本橋支部の会員の皆様は70%近くの方が36時間の受講義務を達成しております。途中経過時点での達成割合は、例年より若干上回っておりますので今年度も東京税理士会48支部の中でも上位の達成割合に成るものと期待しております。また、4月からの新年度においても支部会員の皆様の実務に繋が

る研修会を企画しておりますので、是非多くの会員の皆様の積極的なご参加をお願いいたします。

厚生活動につきましては、感染対策をしっかりと行い、各部とも新型コロナ前の活動へと戻し、活発に活動しております。野球部は、昨年の秋の大会で8連覇を達成しました。4月10日から始まる春の大会は、会場を明治神宮外苑から江東区夢の島野球場へ移して開催されます。本誌が発行される頃には、朗報が聞けるのではないかと期待しております。また、ゴルフ部、テニス部、アウトドア部、カラオケ部も毎月活発に活動を行っております。特にアウトドア部は、皇居ラン、リレーマラソン、ハイキング、ボルダリング等、様々な活動を行っておりますので参加しやすい内容と思います。各部それぞれの活動に興味があればと思います。是非ご参加いただければと思います。

現在、令和5年度の支部定期総会に向けて議案書の作成を行っております。令和5年度は、支部会員が充実した税理士業務を行えるように、基本方針として、資質の向上を図る研修会の運営、会員及び支部の業務の合理化のためのデジタル化の推進、支部行事等への積極的な参加を促す為の広報活動に努めて参りました。研修会につきましては、支部が開催する研修会で36時間の受講義務が達成出来る様に研修会を開催いたしました。デジタル化につきましては、毎月デジ塾を開校し業務に直結するITの講義を行いました。広報活動につきましては、HPを随時更新し情報発信に務めました。支部定期総会は6月24日にロイヤルパークホテルにて開催されます。是非、多くの会員の皆様にご出席をいただき、忌憚のない声をお聞かせください。ご都合により欠席される会員の方は委任状の提出をお願いいたします。また、定期総会前の講演会では、中央大学法科大学院の酒井克彦教授をお招きして租税法に関するご講演をお願いしております。

引き続き、支部役員一同全力で支部運営に努めて参ります。ご指導、ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。



確定申告期を終えて

日本橋税務署長 かじ はら 梶原 しのぶ 忍

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、平素から格別の御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告につきまして、インボイス制度の開始後初めての確定申告でありましたが、大きな混乱もなく、無事に終了することができました。

これもひとえに、東京税理士会日本橋支部の皆様方が、人形町区民館や支部事務局において「無料申告相談」を開催していただくなど、確定申告期における各種施策に多大なる御支援と御協力をいただいた賜物であります。

本年度は、更なる納税者利便の向上に向けて、自宅等からのe-Tax申告の推進、特に、マイナンバーカードを利用したスマートフォンによるe-Taxを利用した申告の推進に取り組んだほか、振替納税をはじめとしたキャッシュレス納付の推進についても積極的に周知・広報を行いました。

令和5年分の確定申告では、マイナポータル連携の対象がさらに拡大し、「iDeCo」、「小規模企業共済等掛金」及び「国民年金基金掛金」の控除証明書がマイナポータル連携の対象に追加されました。加えて、本年2月以降は、事業者（給与の支払い者）の方が、事前に給与所得の源泉徴収票の情報をe-Tax等でご提出していただいた場合、マイナポータル連携により給与所得の源泉徴収票の情報についても自動入力の対象となるなど、e-Taxの更なる利便性の向上が図られました。税理士の皆様は、マイナポータルの「代理人の登録・管理」から代理人の設定を行うことで、顧問先の方のマイナポータル連携対象データを取得することが可能となっております。

税理士法第2条の3の理念の下、税理士業務のICT化を進めていただきながら、関与先である事業者の方に対する業務のデジタル化に向けたサポート、e-Taxやキャッシュレス納付の利用勧奨に、

これまで同様、御協力をお願い申し上げます。

また、本年は、昨年10月にインボイス制度が施行され、新たに課税事業者に転換された方々の初めての消費税及び地方消費税の確定申告であるため、適正に消費税申告を行っていただくことができるよう取り組んでまいりました。その一方で、制度の開始後においても、引き続き、登録する可否かを検討しておられる免税事業者の方もいらっしゃるかと思います。こうした事業者の方々にも寄り添った対応を継続し、まずは、制度の円滑な定着に向けて、事業者の方の立場に立って丁寧に対応し、引き続き、周知・広報に努めてまいります。税理士の皆様におかれましては、これまでも制度の周知・広報など多大な協力をいただいておりますが、引き続き、関与先の皆様が登録の必要性を適切に検討できるように、御指導をいただきますよう御協力をお願い申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、青木支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部会員の皆様方とは、従来から良好な協調関係を築いていただいておりますが、今後とも相互の理解と信頼関係の下、申告納税制度を支える良きパートナーとして共に歩んでいただけることを期待しております。

結びに当たりまして、青木支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部会員の皆様方に対し、今後とも税務行政に対するなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げ、令和5年分の確定申告期を終えて御礼の挨拶とさせていただきます。



令和5年度 東京税理士会日本橋支部 新春講演会及び賀詞交歓会が開催されました

～令和6年1月15日～

令和6年1月15日、午後3時30分から午後5時までは、水天宮ロイヤルパークホテル2階「春海の間」において新年賀詞交歓会の第一部として新春講演会が開催されました。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で開催されました。また、新春講演会後には、長らく中断していた賀詞交歓会が第二部として「有明の間」において開催され大変賑わっておりました。

【新春講演会】

新春講演会への出席会員は106人で、講師は、日本橋支部税理士の「阿部慎史」先生と、特別講師として、元プロ野球選手、野球解説者の「鳥谷 敬」さんでした。



◀ 鳥谷 敬氏

新春講演会のテーマは「プロスポーツ選手の税務、確定申告の注意点」でした。大学からプロ野球の世界に入った時の事、阿部先生と鳥谷元プロ野球選手は、早稲田大学で同じ野球部の先輩と後輩であったことを紹介しており、野球部時代でのいろんな出来事、エピソードなど、会話の掛け合いで会場を沸かしておりました。



正面には、スクリーンが用意され鳥谷元プロ野球選手の活躍、特にWBCでの盗塁などの活躍が放映されました。阿部先生からは、「あの盗塁がなければ、侍ジャパンは勝てなかった。」とのコメントもありました。

新春講演会のテーマである税務に関しては、鳥谷元プロ野球選手より「若い人は、契約金を貰うとすぐ使ってしまう。後のことを考えない。不動産に手を出して失敗する選手も数多く見てきた。ここは、税理士さんとよく話し合っていかなければならない。税理士さんのバックアップが重要だと感じている。」とのコメントがありました。

鳥谷元プロ野球選手は、某プロ球団と契約した際、契約金は全額貰わず、一部球団に預けていたとのコメントもありました。

【賀詞交歓会】

第一部の新春講演会に引き続き、第二部として賀詞交歓会が開催されました。場所は前述した「有明の間」です。参加者は、会員103名、来賓45の148名です。

賀詞交歓会は、安田副支部長の開会の辞に始まり、青木支部長から「賀詞交歓会は4年ぶりの開催となった。しかし、最近の社会情勢は、石川県能登半島の地震被害、羽田飛行場での自衛隊機と民間機との飛行機炎上事故。痛ましい災害が起きている。税務関係では、税制改正の動き、イン



梶原忍署長



青木久直支部長



ボイス制度の本格的実施、電子帳簿保存法の本格的な導入が迫っていること、また、1～2年先と言われているが、申告書への税務署の収受印が廃止されるとの動きもあります。」との挨拶に続き、日本橋税務署長から日本橋支部会員向けに「インボイス制度の周知の広報や、登録申請の促進の

ほか、e-tax利用促進など常日頃から税務行政全般に渡し、深いご理解と多大なるご協力に御礼申し上げます。」との挨拶がありました。

この他、来賓挨拶としては、東京都中央都税事務所事業税課長 久保 優様、東京税理士会専務理事 中牧秀夫様、東京税理士政治連盟会長 名倉明彦様から御挨拶をいただきました。

乾杯は前支部長の竹田修顧問の御発声により行われ、4年ぶりの賀詞交歓会の懇親会とあって、どのテーブルも会話が弾み、笑顔満載の懇親会となりました。

また、賀詞交歓会の閉会の辞は、梅田副支部長が締められ終了となりました。



税務協力七団体 新年賀詞交歓会

～令和6年1月30日～

令和6年1月30日（火）に、東日本橋3丁目の東実健保会館6階ホールにおいて、これまでコロナ禍において実現できなかった開催を待ちかねていた「税務協力七団体の新年賀詞交歓会」が開催されました。

日本橋税務署の署長を始めとする税務署幹部職員にも出席いただき、税理士会日本橋支部としての令和5年度末に向けた協力関係のさらなる確認と、令和6年度に向けた行動指針についての意見交換会が行われました。（総務部長 栗原 真平）





「W-8BEN-E(米国税金の源泉徴収および報告に関する最終受益者のステータス証明書(事業体用))」について

税理士 ^み三 ^{つか}塚 ^{かず}一 ^{ひこ}彦



(背景)

日本法人が米国の企業等に対して、例えば情報提供等の請負業務を行った場合、支払者（源泉徴収義務者）が当該日本法人に対して支払時の源泉税について租税条約によって免税・軽減することが可能になりますが、その際には日本法人が「W-8BEN-E(米国税金の源泉徴収および報告に関する最終受益者のステータス証明書(事業体用))」を米国の支払い法人に提出する必要があります。

本件は、請負業務を行った日本法人が投資事業等を行っていない、日本の個人株主が主な中小企業（非上場法人）で、上場法人の子会社でもない企業を前提に検討しました。

(検討結果)

「W-8BEN-E」は、「米国税金の源泉徴収及び報告に関する最終受益者のステータス証明書（事業体用）」と言われているものです。このフォームは支払者または源泉徴収義務者に提出するものです（Internal Revenue Service（内国歳入庁）に提出するものではありません）。

米国法人が非居住者に支払う際には源泉徴収の有無の問題があり、そのため請負業務を行った日本法人が日本の居住者であるかどうかを確認する必要があります。日本の居住者ということが分かれば日米租税条約の適用ができるということになります。

W-8BEN-Eは米国の法律であるFATCA（外国口座税務コンプライアンス法）に関する様式で様々なパターンを想定して、情報を把握しておきたいということからページ数が多いものとなっております。本事例について日本法人が実際にチェックする箇所は非常に限られておりますので、日本法人のステータスを適切にチェックしていけばよろしいかと思います。

これを提出することによって、日本法人のステータスが証明され、支払者（源泉徴収義務者）は支払時の源泉税について免税・軽減して日本法人に支払うことが可能になります。一度提出すると3年間は有効ですので、毎年提出する必要はありません。

(解説)

具体的に日本法人がチェックする箇所については、以下の箇所でよろしいかと考えます。

「W-8BEN-E」は大分類でPart IからPart XXXまであり、その各Partの中で個別に番号が付されておりますので、各Partと個別番号からチェックする箇所を考えてみたいと思います。

パート I

最終受益者に関する情報

Part I Identification of Beneficial Owner	
1 Name of organization that is the beneficial owner 会社名を記載	2 Country of incorporation or organization JAPAN と記載
3 Name of disregarded entity receiving the payment (if applicable, see instructions)	
4 Chapter 3 Status (entity type) (Must check one box only): ☒ Corporation ☐ Partnership ☐ Simple trust ☐ Tax-exempt organization ☐ Complex trust ☐ Foreign Government - Controlled Entity ☐ Central Bank of Issue ☐ Private foundation ☐ Estate ☐ Foreign Government - Integral Part ☐ Grantor trust ☐ Disregarded entity ☐ International organization	
If you entered disregarded entity, partnership, simple trust, or grantor trust above, is the entity a hybrid making a treaty claim? If "Yes," complete Part III. ☐ Yes ☒ No	

- 1 登記されている法人名を省略なく記載します。
- 2 法人は日本国内に登記された法人に限りますので、「JAPAN」と記載します。
- 4 Corporationをチェックします。
If you・・・の質問は、上記のチェックでパートナーシップ等にチェックした事業体に聞いているので、通常法人ですとNoにチェックして下さい。
- 5 自らのステータスをチェックする箇所ですが、能動的NFFE (Active NFFE. Complete Part XXV.)にチェックして下さい。

5 Chapter 4 Status (FATCA status) (See instructions for details and complete the certification below for the entity's applicable status.)	
☐ Nonparticipating FFI (including an FFI related to a Reporting IGA FFI other than a deemed-compliant FFI, participating FFI, or exempt beneficial owner). ☐ Participating FFI. ☐ Reporting Model 1 FFI. ☐ Reporting Model 2 FFI. ☐ Registered deemed-compliant FFI (other than a reporting Model 1 FFI, sponsored FFI, or nonreporting IGA FFI covered in Part XII). See instructions. ☐ Sponsored FFI. Complete Part IV. ☐ Certified deemed-compliant nonregistering local bank. Complete Part V. ☐ Certified deemed-compliant FFI with only low-value accounts. Complete Part VI. ☐ Certified deemed-compliant sponsored, closely held investment vehicle. Complete Part VII. ☐ Certified deemed-compliant limited life debt investment entity. Complete Part VIII. ☐ Certain investment entities that do not maintain financial accounts. Complete Part IX. ☐ Owner-documented FFI. Complete Part X. ☐ Restricted distributor. Complete Part XI.	☐ Nonreporting IGA FFI. Complete Part XII. ☐ Foreign government, government of a U.S. possession, or central bank of issue. Complete Part XIII. ☐ International organization. Complete Part XIV. ☐ Exempt retirement plans. Complete Part XV. ☐ Entity wholly owned by exempt beneficial owners. Complete Part XVI. ☐ Territory financial institution. Complete Part XVII. ☐ Excepted nonfinancial group entity. Complete Part XVIII. ☐ Excepted nonfinancial start-up company. Complete Part XIX. ☐ Excepted nonfinancial entity in liquidation or bankruptcy. Complete Part XX. ☐ 501(c) organization. Complete Part XXI. ☐ Nonprofit organization. Complete Part XXII. ☐ Publicly traded NFFE or NFFE affiliate of a publicly traded corporation. Complete Part XXIII. ☐ Excepted territory NFFE. Complete Part XXIV. ☒ Active NFFE. Complete Part XXV. ☐ Passive NFFE. Complete Part XXVI. ☐ Excepted inter-affiliate FFI. Complete Part XXVII. ☐ Direct reporting NFFE. ☐ Sponsored direct reporting NFFE. Complete Part XXVIII. ☐ Account that is not a financial account.

NFFE (Non-Financial Foreign Entity) は、米国外の金融機関以外の事業体で、その中の「能動的NFFE」とは、FATCAに関する「声明」の付属書の「VI. 特別のルール及び定義、B定義 4. 能動的NFFEのa)」において以下のように記載されています。

a) 当該NFFEの前暦年その他適切な報告対象期間における総所得の50%未満が受動的所得であること、かつ、当該NFFEが前暦年その他適切な報告対象期間において保有していた資産の50%未満が、受動的所得を稼得する資産であるか、又は受動的所得の稼得を目的として保有されている資産であること。

一方、受動的NFFEは、米国外の金融機関でない事業体であり、能動NFFEの資格がない事業体です。

以上のことから、本事例の場合ですと能動的NFFE (Active NFFE. Complete Part XXV) になると思います。

6 履歴事項全部証明書に記載された現住所を記載。

Countryには「JAPAN」と記載します。

6 Permanent residence address (street, apt. or suite no., or rural route). Do not use a P.O. box or in-care-of address (other than a registered address).

市町村以降の住所を記載

City or town, state or province. Include postal code where appropriate.

都道府県と郵便番号を記載

Country

JAPANと記載

パート II

記載不要です。

パート III

Part III Claim of Tax Treaty Benefits (if applicable). (For chapter 3 purposes only.)

14 I certify that (check all that apply):

a ☒ The beneficial owner is a resident of JAPANと記載 within the meaning of the income tax treaty between the United States and that country.

b ☒ The beneficial owner derives the item (or items) of income for which the treaty benefits are claimed, and, if applicable, meets the requirements of the treaty provision dealing with limitation on benefits. The following are types of limitation on benefits provisions that may be included in an applicable tax treaty (check only one; see instructions):

- | | |
|--|---|
| ☐ Government | ☒ Company that meets the ownership and base erosion test |
| ☐ Tax-exempt pension trust or pension fund | ☐ Company that meets the derivative benefits test |
| ☐ Other tax-exempt organization | ☐ Company with an item of income that meets active trade or business test |
| ☐ Publicly traded corporation | ☐ Favorable discretionary determination by the U.S. competent authority received |
| ☐ Subsidiary of a publicly traded corporation | ☐ No LOB article in treaty |
| | ☐ Other (specify Article and paragraph): _____ |

c ☒ The beneficial owner is claiming treaty benefits for U.S. source dividends received from a foreign corporation or interest from a U.S. trade or business of a foreign corporation and meets qualified resident status (see instructions).

14 日本国内に登録された法人の場合、14aにチェックを入れて、空欄に「JAPAN」を記載します。

14b 最初の□にチェックを入れます。記載されている内容は「最終受益者は、租税条約の恩恵を受ける所得項目を生み出し、かつ該当する場合は、特典制限を扱う条約の条項の要件を満たしています。以下は適用される租税条約に含まれる可能性のある特典制限条項の種類です(一つのみ選択、説明書を参照して下さい)。」です。

選択に上がっている法人形態は以下のものになっていますが、結論から言いますと、右上の「Company that meets the ownership and base erosion test (所有権および税源侵食テストを満たす会社)」にチェックします。

このカテゴリーは、「会社の株式の議決権および価値の過半数が当該会社と同じ国に在住する個人、政府、免税事業体および上場法人によって直接または間接的に所有されていることが、このテストの原則的要件となります。ただし、過半数の所有権を持つすべての会社が同じ国の居住者であり、かつ所有権テストの有効株主以外の者に直接または間接的に支払済みであ

るか未払処理される金額が被所有会社の総所得の50%を超えない場合に限りま。

14bの他のカテゴリーは以下の内容となっておりますので、本事例には該当しないと思われます。

- 政府—事業体が締結相手となる国家、地方政府または地方公共団体である場合、このテストの要件を満たします。
- 免税年金信託または年金基金—信託または基金の受益者または参加者の過半数が信託または基金自体の居住国の居住者であることがこのテストの原則的要件となります。
- その他の免税組織—宗教、慈善、科学、芸術、文化、教育に関する組織の受益者、構成員または参加者の過半数が組織の居住国の居住者であることがこのテストの原則的要件となります。
- 上場法人
- 上場法人子会社
- 派生的受益テストを満たす会社（このテストは通常、NAFTA、EU、およびEEA加盟国の条約に限定しております）
- 能動的な事業テストを満たす所得項目を有する会社—会社が居住国で事業に能動的に従事しており、支払者が関連当事者である場合は、当該国での活動が自己の米国での活動と実質的に関連しており、所得がこうした取引または事業に関連してまたは付随して発生することがこのテストの原則的要件となります。
- 有利な裁量判断を受領済み—適用される条約のLOBテストの特定目的を満たさないものの、会社が要求する恩恵の申請を認めるという特典を認める米国監督当局からの有利な裁量判断を取得することがこのテストの要件となります。条約または専門的解釈で明示的に別途定める場合を除き、裁量的恩恵の申請の保留中は、裁量的恩恵を主張できません。
- 租税条約にLOB条項（恩典制限（Limitation on Benefits））がない場合
- その他—上記に掲げられていないほかのLOBテスト（例：本拠テスト）。

14c 最終受益者は、外国法人から受領する米国源泉の配当金または外国法人の米国での取引または事業から生じた利息に対する租税条約の恩恵を申請しており、かつ適格居住ステータスに合致（能動NFFE）していますという場合ですので、チェックを入れます。

パートIVからXXIVまで 記載不要です。

パートXXV 能動的NFFE

39

- パート1で特定した事業体は、金融機関以外の外国法人です。
- 受動的所得は、かかる事業体の前年分の総所得の50%未満です。ならびに
- 事業体の保有資産のうち、受動的所得を生み出すために保有される資産の割合は50%未満です。

上記3項目の全てに該当すると思いますので、Active（能動的）NFFEの欄のチェックボックスにチェックを入れます。

Part XXV Active NFFE

39 ☒ I certify that:

- The entity identified in Part I is a foreign entity that is not a financial institution;
- Less than 50% of such entity's gross income for the preceding calendar year is passive income; and
- Less than 50% of the assets held by such entity are assets that produce or are held for the production of passive income (calculated as a weighted average of the percentage of passive assets measured quarterly) (see instructions for the definition of passive income).

パートXXIVからXXIXまで 記載不要です。

パートXXX 証明書

Part XXX Certification

Under penalties of perjury, I declare that I have examined the information on this form and to the best of my knowledge and belief it is true, correct, and complete. I further certify under penalties of perjury that:

- The entity identified on line 1 of this form is the beneficial owner of all the income or proceeds to which this form relates, is using this form to certify its status for chapter 4 purposes, or is submitting this form for purposes of section 6050W or 6050Y;
- The entity identified on line 1 of this form is not a U.S. person;
- This form relates to: (a) income not effectively connected with the conduct of a trade or business in the United States, (b) income effectively connected with the conduct of a trade or business in the United States but is not subject to tax under an income tax treaty, (c) the partner's share of a partnership's effectively connected taxable income, or (d) the partner's amount realized from the transfer of a partnership interest subject to withholding under section 1446(f); and
- For broker transactions or barter exchanges, the beneficial owner is an exempt foreign person as defined in the instructions.

Furthermore, I authorize this form to be provided to any withholding agent that has control, receipt, or custody of the income of which the entity on line 1 is the beneficial owner or any withholding agent that can disburse or make payments of the income of which the entity on line 1 is the beneficial owner.

I agree that I will submit a new form within 30 days if any certification on this form becomes incorrect.

☒ I certify that I have the capacity to sign for the entity identified on line 1 of this form.

Sign Here

手書きでサイン

Signature of individual authorized to sign for beneficial owner

フルネームを英語で
(代表取締役もしくは担当責任者個人名)

Print Name

月-日-年

Date (MM-DD-YYYY)

左側 登記済代表取締役又は取引責任者が署名(手書き筆記体にせずアルファベットでサイン)

真ん中 Print Name はブロック体のローマ字

右側 署名日(月日年)

署名欄の下にあるチェックボックスにチェックを入れます。

以上です。

表紙の写真について

栃木県足利市堀込町(現:朝倉町)に「早川農園」として1968年に開園。以来「250畳の大藤」として愛されておりましたが、都市開発の為に1997年に現在の足利市迫間町に移設し、「あしかがフラワーパーク」としてオープンした。

園のシンボルである大藤は日本の女性樹木医第一号である「塚本こなみ」氏によって移植され、大藤(当時樹齢130年)の移植は前例がなく常識を超えた移植プロジェクトに全国から注目を集め、日本で初めての成功例となりました。

4月中旬から5月中旬までは、「ふじのはな

物語〜大藤まつり〜」が開催され、10月下旬には、「光の花の庭」として夜景コンベンションビューローが認定したイルミネーション(全国1位獲得)が行われます。

【ホームページより引用 広報部長】



インボイス開始後の消費税申告、留意点について ～インボイス、初めての確定申告に備えましょう～ 研修の実施

～令和6年1月23日～

日本橋支部研修部と東京税理士会協同組合との共催により、「インボイス開始後の消費税申告、留意点について～インボイス、初めての確定申告に備えましょう～」との内容で、令和6年1月23日（火）午後2時～午後4時30分まで、中央区日本橋3丁目にある「AP日本橋」において研修会が開催されました。研修会開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制の申し込みで行われ、51名の会員が参加されました。



講師は、税理士の「名取和彦」氏です。名取氏は、国税局において消費税及び印紙税を始めとした間接諸税の審理と調査事務に長らく従事し、令和3年7月に退官し税理士登録後、現在、租税調査研究会の主任研究員を務めております。

研修会の内容は、大型スクリーンを活用して、始めに令和5年度改正のポイントとして、①小規模事業者に係る税額控除に関する措置、いわゆる「2割特例」、②登録制度の見直しと手続きの柔軟化について説明がありました。次に、「2割特例」について、具体的に①確定申告書を作成する際の留意事項、②確定申告書の作成方法などについて、図解を用いて解りやすく説明されました。後半は最近の照会事例を11問紹介するなど、充実した研修会となりました。

インボイス制度導入後、初めての確定申告となり、出席者の関心も高く、最後には時間を延長して質疑応答を行いました。

（研修部長 塩谷 満）

税界放談

昨年の6月の支部総会で副支部長に選任され、それと同時に登録調査員となりました。

登録調査員の役割は、毎月、日本橋支部に税理士登録の申請する人と面接をしまして、申請書の各事項について瑕疵がないか確かめ、調査報告書を東京税理士会に提出することです。登録申請者は国税OB、弁護士、公認会計士、税理士試験免除者（大学院）、それと税理士試験合格者です。この3月まで毎月数名の申請者と面接してきましたが、税理士試験合格者の少なさに驚きました。全申請者の1割から2割程度です。

令和5年度の税理士試験から会計学に属する科目（簿記論・財務諸表論）の受験資格の制限が撤廃されました。高校生の年代から税理士試験を目指し、より

早期の全科目合格を達成しやすくするように改められたのです。

その結果、令和5年度の簿記論・財務諸表論の受験者数は前年比約120%と増加しましたが、最終的に税理士試験合格者数として表れるのにはもう少し時間がかかるように思います。

（I・M）



ゴルフコンペ

日本橋支部と京橋支部の交流戦

令和6年4月10日 中山カントリー倶楽部

令和6年4月10日に3回目の京橋支部とのゴルフコンペの交流会を、千葉県八千代市桑橋にある「中山カントリー倶楽部」において開催されました。

日本橋支部としては、第350回のTNG会の開催となりました。なお、「中山カントリー倶楽部」での開催は2回目となります。

前日の雨もすっかり上がり、快晴の下、京橋支部26名、日本橋支部22名が参加しました。

「中山カントリー倶楽部」は、コースレイアウトでは、関東10指の評価を受けているコースです。アクセスは、都心から僅か1時間足らずで到着します。

クラブハウスからテグランドまでは、名物の吊り橋（ホームページで見てください）を渡ると、そこにはパノラマのような広々としたフェアウェイが待ち受け、いやがうえにも挑戦者のはやる気持ちをかりたてるコースです。

共催大会としては第3回となります。勝敗は、上位10名のグロススコアの合計スコアで争う対抗戦で、結果は、日本橋支部は「合計グロスストローク938ポイント」、京橋支部は「合計グロス

成績表【日本橋支部】

	氏名	アウト	イン	グロス
1	森 一郎	41	38	79
2	湯本 康弘	44	42	86
3	二瓶 正之	48	44	92
4	小原 正寛	49	45	94
5	高山 房之	47	48	95
6	川北 智之	47	49	96
7	徳田 益和	48	49	97
8	垣本 容子	50	49	99
8	今井 淳司	51	48	99
10	岡田 有平	52	49	101
		グロス合計		938

ストローク946ポイント」であり、8ポイント差で、初めて日本橋支部が勝利をつかむことが出来ました。

今回のベストスコアは昨年に続き、日本橋支部の「森 一郎」会員となりました。

支部ごとに表彰式が行われ、表彰会場は、終始ゴルフ談義で楽しんでおりました。



税理士会日本橋支部常会の開催

～令和6年4月9日～

令和6年4月9日に、東日本橋3丁目の「東実健保会館」6階で日本橋支部常会が開催されました。



常会は、支部規則第27条で年2回開催することが規定されております。常会では、構成員である支部会員全員に対し、幹事会の決議事項並びに支部の業務に関し必要な事項を連絡し協議することになっております。

常会開催に当たり、青木支部長から本年度の基本方針3本柱と、インボイス制度の導入、電子帳簿保存法の開始、引き続き研修の充実について話されました。出席者は50名でした。支部長の挨拶に続き、各部、各委員会から報告と理事会からの報告がありました。

最後に、高橋美津子理事から、東京税理士会協同組合の事業説明がありました。

支部常会後の研修会の開催

～令和6年4月9日～

令和6年4月9日(火)に東日本橋3丁目の「東実健保会館」6階において、支部常会の後、研修会が開催されました。

テーマは、「組織再編成税制に関する最近の事例の解説と事前照会の事例の解説」で、日本税制研究所 代表理事税理士「朝長英樹」氏が研修講師されました。

IBM事件やヤフー事件の判決の確認、TPR事件の話など、大変興味のある研修会でした。



岩川由美子さんが、東京税理士会から終了証をいただきました

岩川由美子さんは、東京税理士会主催の「明日の税理士会を担う人材育成制度」A-Zセミナー11thの全過程を終了し、東京税理士会(足達会長)から終了証が授与されました。



随筆

絆は繋がる
いつまでもい で ま さ の り
井 手 政 紀

この度の令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々にお悔み申し上げますとともに被災された皆様ならびにそのご家族やご親族の皆様にお見舞い申し上げます。

被災された地域においては、いまだ復旧作業中というところも多くあると思いますが、一刻も早い復興そして皆様の生活が平穏に復しますことを心よりお祈りいたします。

さて、私はまもなく満63歳を迎えますが、昭和55年の春に熊本県から上京して以来、大半を東京国税局で勤務し、定年を迎えて税理士として開業しました。

その間にも、大きな震災を経験してきました。平成7年1月の阪神淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災、そして平成28年4月の熊本地震です。

その大震災を通して感じることは、震災で被災された方々の絆、復興を支援する人々の絆の繋がりと、そして深さです。

このところ、地球温暖化の影響か各地で大雨や土砂災害も発生していますが、そこでも人々の絆は繋がっていると感じています。

私の故郷熊本では、平成28年4月に2度の震度7の地震で80代の両親の住む家は建物には大きな被害はなかったものの、家の中はタンスが上下逆さまになる程の凄まじい被害だったそうです。

東京に住む私には現地に行く術もない状況の中で、同じく被災された近隣の皆さんたちが家の片付けをしてくださったことには感謝しかありません。

2週間後に実家を訪れた時には家は片付いていましたが、うねった道路、その路肩に積まれた瓦礫の山、震源地に近く全壊した母親の生家の風景

は地震の脅威として今も脳裏に焼き付いています。

また、城下町熊本市のシンボルでもある熊本城の天守閣をはじめ石垣も大きく損壊しました。あれから約8年、現在は街並みも復旧し、熊本城も石垣の修復は続くものの天守閣は復活し、改めて復興のシンボルとして城下を見下ろしています。



熊本城天守閣（復旧後）

写真提供：熊本城総合事務所

今回の能登半島地震において、私は税務に関する1つの新聞記事に目が留まりました。

それは、共同通信社の配信により2月14日付で北國新聞をはじめ北陸地方を中心にいくつかの新聞に掲載された「納税より生活再建優先を 国税局異例の呼びかけ」と見出しのついた記事でした。

1月に発生した大震災で、いまだ普段の生活もままならないにもかかわらず、被災者の方から確定申告に関して「申告書類を家に取りに行けない」「津波で税務資料が流され期限に間に合わない」という相談を受け、七尾税務署の宮崎正人署長の「インターネット環境が整わず、期限延長を知らない人もいる」「大変な時も納税の心配をしてくださる被災者の方には頭が下がる思いだが、身の回りのことが落ち着いてから、申告や特例の活用を考えてほしい」というコメントの掲載でした。

宮崎署長と私は東京国税局時代に同僚として勤務したことのある旧知の仲であり人となりもよく存じ上げていますが、これまでの大震災も経験していますので、宮崎署長らしく率直に出たコメン

トであり、彼らしいなと思った次第です。

被災した自宅や避難先で生活をされている方々にとってはインフラの復旧もままならないときに新聞という活字で「身の回りのことが落ち着いてから」との記事は広報として絶大ではないでしょうか。

取材された記者の方も、それに応えた税務当局もどちらも素晴らしいと思います。

最後になりますが、この原稿を書いているのは3月上旬です。

私の趣味の一つにスポーツ観戦がありますがいまだプロ野球のペナントレースも、甲子園の高校野球も、MLBも開幕していません。

そして、今年はパリオリンピック開催の年でもあります。

選手の皆さんに達には「絆」を胸に精一杯躍動してもらい、多くの夢と希望と感動を私達に届けてもらい、日本全体を勇気付けてほしいものです。



旧から新へ 移り変わる中での こだわり

うめだふみえ
梅田文江

こんなことを言うと年がばれますが、私が社会人になった時の計算器具はソロバンでした。電卓はありましたが、とても高価なうえサイズも大きかったので、手軽に持ち運びできるものではありませんでした。また、通信手段と言えばダイヤル式の固定電話が主流で、出始めた頃の携帯電話はベルトで肩から掛けるととても大きく大きなものでした。

今やスマホ、ノートパソコンなどは小学生からお年寄りまで当たり前の時代になりました。私も何とか利用はしていますが、全機能の一部しか使っていないのでしょうか。AIだのチャットGPTなどと言われても正直よくわかっていないと思います。このまま発展していくと将来どのような世界になるのか、空恐ろしい気もします。

音楽を聞くにしても昔はレコードプレーヤーを使い、LPレコードを聴いていました。針はもちろんナガオカ。それがCDが発売されるようになると徐々にCDが増え、レコードは押し入れの

中にお引越し。最近ではストリーミングとかサブスクとか、いろいろな方法があるようですが、私の場合はCDで聞くことが多く、その他にはYouTubeを利用して好きなミュージシャンの無料動画を見ながら音楽を楽しんでいます。

ところが、聞くところによると最近ではLPレコードやレコードプレーヤーの売れ行きが伸びており、フィルムカメラの人気も回復しているようです。この傾向は老人だけではなく、若い人の支持も受けているようです。時代が進み技術が進歩して便利なものが周りにあふれてくると、アナログ的なものを求めるようになるのでしょうか？不完全さや不安定さが心地よさにつながっているのかもしれませんが。レコードの方が音が良いという人もいます。



我が家にもいろいろな時代のレコードがありました。さすがにSP盤やドーナツ盤等は処分してしまいました（もったいないことをしました）。しかし、いまだかなりの枚数のジャズやクラシックのLP盤が残ってます。レコードプレーヤーも健在で、常にスタンバイ状態です。これからもう一度レコードを聴いてみようかと思っています。

ところで、買い物の方もずいぶんと変わってきました。以前からネット通販とかネットオークションを利用している人は多いと思いますが、私の場合は最近になってからネット通販を利用するようになりました。なんとなく不安で今まで手が出なかったのですが、利用してみると本当に便利なものです。欲しいと思ったものは確実に売っているし、そのうえ家まで即日届けてくれるのですから。

しかし、先日お世話になった方のお誕生日プレゼントに袋物を贈ろうとネットで探したのですが、なかなか気に入ったものが見つかりません。そこで、ユザワヤへ行って生地を買い、自分で作ってプレゼントしたところ、幸い喜んでいただけました。

もともと、ものを作るのは嫌いではなく、昔は身に付けるものや身の周りのものもよく手作りしていたものです。ある人曰く「買った方が安いよ。」と。確かに、お金を使って買えば簡単に手に入り、時間も節約できるでしょう。でも、そういう問題ではなく、手間をかけて作るプロセスが楽しいのです。自分で作ったものは世界に一つしかなく愛着もわくのです。

野菜づくりも同じこと。買えば安いのに、主人は毎年家庭菜園に励んでいます。わざわざ土を耕して石灰を撒き、肥料を施して種を植える。そして水をやって、追肥と雑草取り。その後は必ずやってくる天敵の虫との闘い。基本無農薬を目指しているのですが、最終的には手で駆除するしかありません。

これだけの手間をかけるのですから買った方が安いに決まっています。それでも、自分で作った野菜はスーパーの野菜よりはるかにおいしく感じるものです。結局は面倒と思える野菜づくりのプロセスが楽しいのです。今年も懲りずに(?)汗を流しながら畑と格闘しています。

これからは自分の時間を増やし、もともと好きであったこと、やりたくてもできなかったことを、楽しみながら焦らずにできればよいなと思っています。



日本橋支部周辺探訪

(J・K)

日本橋の水運を探る その3

日本橋地区は、水路に囲まれた地域であることを述べてきました。日本橋川、神田川、そして墨田川です。今号では墨田川に架る橋について述べてみます。

さて、上流から述べます。日本橋に係わる最上流の橋は「両国橋」です。この橋を語る前に、明暦の大火に言及する必要があります。

明暦の大火は、明暦3年1月18日から(1657年3月2日～4日)20日までに江戸の大半を焼いた大火事のことです。火元は本郷丸山の本妙寺より出火、神田、京橋方面に燃え広がった大火事で、多くの人が死亡した。避難民は、川に阻まれたため、死傷者が増加した。神田川に架かる浅草橋は、日本橋から浅草方面へ逃げるができる橋だったが、前号で紹介したように番所が有り、囚人が逃亡したとの噂*により番所を閉鎖したため、より多くの人が逃げ場を失い、多くの人が犠牲になっ

た。そのころは、江戸防衛のため、墨田川に架る橋は千住大橋のみであった。このような惨事が起こらないように新たに橋を架け、また、江戸市街を整備し大名屋敷や寺社を郊外に移動した。吉祥寺、下連雀はこの時移転した。また、現在の人形町2丁目辺りにあった「吉原」も現台東区に移転した。また、防火対策として道を広くしたり、延焼を防ぐため「広小路」を設置した。今でも「上野広小路」が有名だが、両国にも広小路があった(次頁写真・両国広小路)。

今、両国といえば墨田区だが、中央区の東日本橋も両国と呼ばれていたため、この地名が付いたのです。

両国橋が架けられたのは、1659年と1661年の2説があります。この大火により永代橋も1698年に架けられました。両国橋が架けられた当時は、賑わいをみせたようです。また、当時は「大橋」



と呼ばれていましたが、武蔵野国と下総との「両国」に架る橋として、両国橋と呼ばれました。

次の橋は新大橋です。両国橋が「大橋」と呼ばれたことから、「新大橋」となりました。1693年に架橋されました。

新大橋は、非常に何度も破損、流出焼落が多く、20回を越えたようです。幕府の財政が悪化して、管理をあきらめ廃橋を決めるが、町民衆の嘆願により橋梁維持に係る諸経費を町方が全て負担することを条件に存続を許された。



最後は、永代橋です。日本橋支部の地域の橋ですが、現永代橋は京橋地区に有るので、最初は触れないつもりでしたが、江戸時代は日本橋川の河口、箱崎地区に架る橋なので取り上げます。前述のように明暦の大火をきっかけに架けられた橋です。ほぼ江戸湊の外港で、多数の回船が通過し、その通行を妨げないため、当時の橋としては最大

規模の大橋で、橋脚は満水時でも水面から3m以上あり、橋上からは、「西に富士、北に筑波、南に箱根、東に安房上総」と称されるほど見晴らしの良い場所であったといわれていた。

赤穂浪士は、討ち入り後両国橋を避けて永代橋を渡って泉岳寺に向かいました。

永代橋も幕府の財政窮乏で橋の維持管理が困難になり、廃橋を決めたが橋梁維持に伴う諸経費を町方が負担することで存続を許された。町方は、橋の通行料を取り、橋詰に市場を開いて収益を上げるなど費用を工面して維持につとめた。文化4年(1807年9月20日)深川富岡八幡宮で12年ぶりの祭礼日に江戸市中から多くの群衆が橋を渡って深川に押し寄せた。群衆の重みで橋が崩落し転落、死傷者、行方不明者を合わせると1400人を超える大惨事になったこともありました。日本橋地区から深川へ行くのに便利な橋だったのです。そのせいでしょうか？中央区箱崎町と新川は、富岡八幡宮の氏子になっております。



締め、両国の花火について述べます。日本橋とどういう関りが有るのでしょうか。

両国川開きは、享保18年(1733年)から始められました。江戸庶民を魅了した花火は、横山町の鍵屋と吉川町(現東日本橋2丁目)の玉屋が請け負って玉屋は、橋の上流を、鍵屋は橋の下流を受け持ち、技を競い合いました。打ちあがった花火を称賛する「かぎや」「たまや」の屋号の掛け声はこの時から始まったそうです。

今回取り上げた橋は、江戸時代に木造で造られましたが、関東大震災などの災害や交通事情によって、架け替えられて現在に至っています。日本橋地区の水路、橋(現在は暗渠になっているものも多くありますが)江戸時代の庶民の生活に深く関

わっていることを思い、その頃の庶民の生活に思いを馳せて共に生きることの情熱を感じます。



注：清洲橋は、江戸時代には架かっていなかった
ので省略しました。

※ この頃小伝馬町の牢屋敷には150から300人ほどの囚人が収監されていたが牢屋の炎上も時間の問題となり、囚人達が焼け死ぬのは必定であった。牢奉行の石出帯刀吉深は死を免れない囚人達を憐れみ、独断で牢屋の鍵を壊し「大火

が収まったら必ず戻るように」と言い囚人たちを逃がした。大火が収まってから囚人全員が戻ってきた。その義理堅い囚人たちは減刑されたそうです。

今号をもって一先ず日本橋支部周辺探訪を閉じます。いずれ新たなテーマで掲載するつもりです。御拝読頂きありがとうございました。

「J. K. | こと、木下純一が執筆しました。」

各部 だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

令和5年12月19日（火）

I 審議事項

1. 新年賀詞交歓会(令和6年1月15日(月))の件
2. 七団体合同賀詞交歓会の件
3. 令和5年各種無料相談担当者慰労会の件

II 報告事項

1. 署との定例連絡協議会（10/16）の件 常
会（60名）協議会（60名）
2. 中央都税事務所との連絡協議会（10/26）
の件
3. 新入会員業務説明会（11/1）の件 18名
4. 登録調査（11/7 開業1名、社員1名、
所属4名）の件
5. 中間監査の件（11/24）
6. 国税局と署長、支部長の連絡協議会
（11/24）の件
7. 税務功労者都税事務所長感謝状贈呈式
（11/30）の件
8. 支部における電子投票実験実施（12/6）
の件
9. 日本橋税務懇話会（12/13）の件
10. 事務局年末年始休業の件
11. 確定申告無料相談等の件
12. 常会の件

Ⅲ 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

令和6年1月24日（水）

I 審議事項及び決議について

1. 令和6年度賀詞交歓会会場、日時の件

II 報告事項

1. 賀詞交歓会（東京税理士会（1/11）、京橋支部（1/12）、桜友会（1/12）、日本公認会計士協会東京会（1/22））の件
2. 登録調査（1/12）の件 9名（開業1名、所属8名）
3. 令和5年度新年賀詞交歓会（2024年1/15）の件 148名（会員103名、来賓45名）
4. 納税者支援センター相談員の推薦の件
5. 顧問相談役会の件

Ⅲ 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

令和6年3月25日（月）

I 審議事項

なし

II 報告事項

1. 七団体合同賀詞交歓会（1/30）の件
2. 登録調査（2/8 社員1名、3/18 所属2名）の件
3. 確定申告期無料相談会事績報告の件
4. 事務局職員就業規程の一部改正の件

Ⅲ 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

◎今後の予定

・ 幹事会

4月17日(水) 5月15日(水) 6月5日(水)
いずれも支部事務局にて開催

·支部常会

4月9日(火) 東実健保会館

- ・日本橋税務署との拡大定例連絡会

- 4月23日(火) 日本橋税務署会議室
・顧問相談役会
4月25日(木) 支部事務局
・支部定期総会

6月24日(月) ロイヤルパークホテル
(総務部長 栗原真平)

〔研修部〕

令和5年度は多くの皆さまに、研修に参加いただきありがとうございました。

2月9日時点の日本橋支部の36時間達成率は28.92%と、第一ブロックでは首位を達成することができました。しかし、コロナウイルスによる影響で、会場研修に参加する会員が減少し、そのまま研修受講から離れている会員が多いのも事実です。東京会のオンデマンド研修、TAINSのWEB研修は非常に充実していますので、ぜひ活用をお願いいたします。

研修について、要望、WEB配信の受講のしかたなど意見、質問がありましたら、何でも事務局、研修部まで連絡をお願いいたします。

《実施した研修会》

日 時：令和5年11月20日(月)14：00～16：00

テーマ：「年末調整説明会」

講師：日本橋税務署 担当官

会場：東京証券会館

日 時：令和5年12月6日(水)15：00～17：00

テーマ：「相続前と後の資産税コンサルティング」
(日本生命共催)

講師：税理士 花島 宣勝 氏

会場：ビジョンセンター東京日本橋

日 時：令和6年1月15日(月)15：30～17：00

テーマ：「プロスポーツ選手の確定申告」

講師：税理士 阿部 慎史 氏

プロ野球解説者 鳥谷 敬 氏

会場：ロイヤルパークホテル

※賀詞交歓会記念講演

日 時：令和6年1月23日(火)14：00～17：00

テーマ：「インボイス開始後の消費税申告書の作成」

講師：税理士 名取 和彦 氏

会場：AP日本橋

日 時：令和6年1月26日(金)14：00～17：00

テーマ：「令和5年確定申告の注意事項」

講師：日本橋税務署 担当官

会場：AP日本橋

《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：令和5年12月6日(金)17：30～19：30

日 時：令和6年1月12日(金)17：30～19：30

日 時：令和6年2月9日(金)17：30～19：30

会場：すべて日本橋支部会議室

(研修部長 塩谷 満)

〔厚生部〕

〈ゴルフ部〉

令和5年12月以降の活動報告

11月17日

於：茨城ゴルフクラブ西コース

悪天候のため中止

12月14日 第348回TNG会

参加人数23人

於：戸塚カントリー倶楽部西コース

優勝 森 一郎

2 位 高山 房之

3 位 塩谷 満

ベストグロス 森一郎 (78ストローク)

3月22日 第349回TNG会

参加人数22人

於：相模原ゴルフクラブ東コース

優勝 山科 裕紀

2 位 坂下真一郎

3 位 高橋美津子

ベストグロス 森一郎 (80ストローク)

(ゴルフ部 森 一郎)

〈野球部〉

令和5年12月以降の活動をご報告させていただきます。

12月10・11日 納会 (ホテル松風閣) 参加21名

1月5日 自主練習 (あやめ第二公園) 参加4名

1月12日 朝練習 (あやめ第二公園) 参加10名

1月22日 新年会 参加20名

2月8日 朝練習 (浜町グラウンド) 参加10名

3月19日 野球教室 (月島グラウンド) 参加11名

★今後の予定

4月4日 練習試合 (対日税サービス)

4月10日～ 支部対抗戦 (夢の島グラウンド)

今年度も期待の新戦力が入部し益々活動を盛り上げていきます。

支部対抗の開催が神宮外苑から江東区の夢の島グランドに移ることになりましたが、引き続き熱いご声援をよろしくお願いいたします。

(野球部 三浦敏幸)

〈テニス部〉

〈練習会〉

12月15日 有明テニスの森 5名参加

1月17日 有明テニスの森 8名参加

令和5年のテニス部は、東京税理士会テニス大会に全て参加し、新入部員も増えて、充実した1年となりました。令和6年は、初心者も含めて練習会に多くの会員が参加できるよう企画したいと思います。皆さまの参加をお待ちしています。

(テニス部長 塩谷 満)

〈アウトドア部〉

12月11日 ボルダリング 参加者7名

両国にあるロッキーボルタリングジムにて開催。皆さん頑張って壁を登りましたが、力尽きて落ちる人も多数。翌日は皆さん筋肉痛??

12月16日 忠臣蔵討ち入りルート再現ランニング&ウォーキング 参加者10名

両国駅をスタート地点として、鼠小僧次郎吉の墓や相撲の力塚がある回向院、吉良上野介の吉良邸跡などを巡り、隅田川テラスなどを通して最終



目的の泉岳寺にお参りして解散となりました。総距離は11.8kmでした。

12月21日 皇居ランニング練習会&忘年会

参加者8名

ランニングステーションや銭湯に荷物を置いて、それぞれのペースで皇居を走った後、神田のジンギスカン屋で忘年会を開催しました。

1月13日 昭和記念公園

ニューイヤーマラソン

参加者7名

昭和記念公園で行われたマラソン大会に出場。ハーフマラソンに5名、10kmに2名参加。

全員無事に完走してその後美味しいビールを飲みました。

1月18日 隅田川テラスランニング練習会

参加者5名

浜町に新しくできたランニングステーションの「ととけん」に集合して、隅田川テラスをそれぞれのペースで1時間ほど走りました。

2月13日 寺ヨガ

参加者6名

清澄白河にあるお寺、臨川寺にてヨガを体験。確定申告の繁忙期を前に体の調子を整えました。

2月15日 隅田川テラスランニング練習会

参加者4名

浜町のランニングステーション「ととけん」に集合して、隅田川テラスを個々のペースで1時間ほど走りました。

3月20日 柏の葉キャンパスリレーマラソン大会

参加者8名

千葉県柏の葉キャンパスで行われたリレーマラソン大会に参加。Aチーム、Bチームの2チームでエントリーして、青山学院大学の原監督のコスプレをするなど、楽しみながら両チームとも無事に完走しました。

3月21日 隅田川テラスランニング練習会

参加者2名

今後の予定

4月18日 ランニング練習会

4月21日 かすみがうらマラソン大会

4月23日 ボルダリング

アウトドア部は、マラソン・リレーマラソンなどのランニングの他にハイキング、ヨガ、ボルタリング、カヤック、バトミントン、ランニングとバーベキューを組み合わせたイベントなど、身体を動かす企画を色々と考えています。ぜひ、皆さんも興味があるものに気軽に参加してください。

(アウトドア部 増田和弘)

〈歌舞音曲部(カラオケ部)〉

カラオケで楽しみましょう!!

カラオケ部月例会に参加お願いします。新しい?先生の入会お待ちしております。

美味しいお酒とつまみやカツサンドなどを囲みながら楽しい2時間過ごしております。支部事務局まで連絡お願い申し上げます。

月例報告 午後6時から2時間 会場 TIARA

令和6年1月23日(火) 6名

2月13日(火) 5名

3月19日(火) 4名

日頃のストレス発散に楽しく、大きな声で歌いましょう。

(カラオケ部長 若狭茂雄)

(厚生部長 今井信吾)

〔組織部〕

12月以降の活動状況は、事務局職員就業規程の一部改正及び租税教育活動における講師に対する支部負担の謝金の見直し、並びにインターネットバンキング利用取扱要領、経理規程の見直し作業を行っている。

具体的な改正内容については6月の幹事会までには所要の手続きを進めていく予定です。

(組織部長 平川 彰)

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

令和6年実施日	会場	担当税理士
1月17日(水)	法人会事務局	岩川由美子
1月31日(水)	〃	佐藤 嘉光
2月14日(水)	〃	石田 俊也
2月28日(水)	〃	小山 栄一
3月13日(水)	〃	伊藤 孝

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

令和6年実施日	会場	担当税理士
2月1日(木)	丸の内二重橋ビル	二瓶 正之

○商工会議所中央支部からの依頼分

令和6年実施日	会場	担当税理士
2月6日(火)	中央区京橋プラザ	佐藤 嘉光
2月20日(火)	〃	猪股 正明
3月7日(木)	〃	鈴木 久衛

《確定申告無料相談》

○日本橋税務署からの依頼分

令和6年実施日	会場	担当税理士
2月5日(月)	日本橋公会堂	佐藤 嘉光
〃	〃	前澤左斗子
〃	〃	若狭 茂雄
〃	〃	加藤 克志
〃	〃	野末 和宏
〃	〃	余西 吉巳
〃	〃	松丸 憲司
〃	〃	(税対部) 藤沢佳文
2月6日(火)	日本橋公会堂	安藤 孝夫
〃	〃	吉田 元明
〃	〃	岩川由美子
〃	〃	平川 彰
〃	〃	山梶由美子
〃	〃	余西 吉巳
〃	〃	土田 美子
〃	〃	(税対部) 山本 善春
2月7日(水)	日本橋公会堂	吉見 和典
〃	〃	岩川由美子
〃	〃	大曾根成行
〃	〃	三ヶ尻忠敬
〃	〃	結城 昌史
〃	〃	野末 和宏
〃	〃	余西 吉巳
〃	〃	(税対部) 徳田 和浩
2月8日(木)	日本橋公会堂	野末 和宏
〃	〃	佐藤 嘉光
〃	〃	木下 純一
〃	〃	前澤左斗子
〃	〃	引地 栄二
〃	〃	松丸 憲司
〃	〃	川口 真理
〃	〃	(税対部) 松林 恵子
2月9日(金)	日本橋公会堂	余西 吉巳
〃	〃	吉見 和典
〃	〃	前澤左斗子
〃	〃	加藤 克志
〃	〃	野末 和宏
〃	〃	松丸 憲司
〃	〃	(税対部) 東 真也

《申告書代理送信》

○日本橋青色申告会からの依頼分

令和6年実施日	会 場	担当税理士
2月7日（火）	日本橋青色申告会事務局	川口真理
2月15日（水）	〃	〃
2月22日（水）	〃	〃
3月1日（水）	〃	〃
3月8日（水）	〃	〃
3月15日（水）	〃	〃

《税理士記念日税の無料相談》

令和6年実施日	会 場	担当税理士
2月22日（木）	支部事務局会議室	木下 純一
	〃	大曾根成行
	〃（税対部）	徳田 和浩

《支部確定申告無料税務相談》

令和6年実施日	会 場	担当税理士
3月1日（金）	支部事務局会議室	山口 佳彦
	〃	川口 真理
	〃（税対部）	山本 善春
3月4日（月）	支部事務局会議室	若狭 茂雄
	〃	山崎 健
	〃（税対部）	東 真也
3月5日（火）	支部事務局会議室	平川 彰
	〃	津村 玲
	〃（税対部）	松林 恵子

《支部無料税務相談》

令和6年実施日	会 場	担当税理士
1月10日（水）	支部事務局談話室	伊藤 孝
2月14日（水）	〃	平川 彰
3月6日（水）	〃	大曾根成行
3月13日（水）	〃	山崎 健

(税務支援対策部長 藤沢佳文)

〔情報システム委員会〕

情報システム委員会では、会員の皆様の電子申告推進、IT化の協力を行っています。システム、ソフトの導入ほかで相談がありましたら、事務局を通じて情報システム委員へ相談お願いいたします。

《活動報告》

〈デジ塾開催〉

令和5年12月8日 ChatGPT入門編
(講師：安田信彦、参加17名)

令和6年1月12日 DocuWorksの使い方①

(講師：安田信彦、参加13名)

令和6年2月9日 確定申告に役立つデジタルテクニック
(講師：安田信彦、参加10名)

デジ塾は、基本的に毎月第2金曜日の16時～17時（雑談室と同日）に開催しています。内容は会計事務所の業務効率化に、具体的に効果のあるものばかりです。認定研修時間にもカウントされるので、ITについて勉強、相談してみたいという方は、ぜひご参加ください。

(情報システム委員長 塩谷 満)

〔租税教育推進委員会〕

租税教育推進委員会では、令和6年1月29日に支部事務局に於いて第2回模擬租税教室を開催致しました（参加者11名）。12月に登録されたばかりの、西会員と近藤会員の初めての体験。そして小山会員と小用会員の模擬講義。



それぞれ課題はありましたが、今後大いに活躍して下さることでしょう。

4月4日に支部事務局にて租税教育推進委員会の会議を開催。今後の小学校での租税教室の役割分担を話し合いました。

4月10日 租税教育支部代表者会議に出席

4月22日 阪本小学校租税教室実施 6年生

90分コース 1クラス

5月8日 有馬小学校租税教室実施 6年生

45分コース 4クラス

引き続き他の小学校も随時実施予定。

6月以降も東京税理士会主催の租税教育新規登録希望者向け養成研修会がごございますので、租税教育にご興味のある方は是非受講頂きたいとお願い申し上げます。

(租税教育推進委員長 梅田文江)

女性部(さつき会)活動報告

～骨盤を中心に全身を整えるレッスン

《骨盤を中心に全身を整えるレッスン》

1月19日 支部事務局にて
2月2日 支部事務局にて
3月29日 支部事務局にて
4月12日 kyo先生のスタジオにて
5月10日 kyo先生のスタジオにて
行いました。

＜今後の予定＞

6月7日、研修部とコラボでSpecial Event ウォーキングレッスン後、東証Arrowsウォーキング、そして東証Arrowsで案内付き見学ツアーその後近くで懇親会を企画しております。

女性に限りません。男性会員の皆様もどうぞ奮ってご参加下さい。



《骨盤を中心に全身を整えるレッスン》は毎月一回行っておりますので、ご参加頂きたいお願い申し上げます。

(女性部世話役 副支部長 梅田 文江)

事務局 森 麻衣さんお疲れ様でした

令和5年4月1日に着任されました事務局の「森 麻衣」さんが自己都合のため、退職されました。1年間ではありましたが、お世話になりました。

明るく元気な受け答えが印象に残っております。本当にありがとうございました。

また機会があればお会いしたいものです。お疲れ様でした。

青木支部長から、花束と記念品が贈られました。



編集後記

第171号をお読みいただきありがとうございました。

確定申告が終わり、行事や宴の場が増えてきている最近です。いつもと変わらないような気もしますが、ついこの前までコロナ禍というかつて経験した事無い様な時期が3年間もありました。逆に宴会が減り健康を取り戻したと喜ぶ声が聞こえる一方、健康のためのサプリメントのはずが逆効果になることも。「紅麹(べにこうじ)」は米などの穀類に紅麹菌を

繁殖させてつくられたもので、古くから食品の着色料などとして使われてきたとのことで、口にしたことあるはず。紅麹の「ロバスタチン」という成分にはコレステロールを低下させる作用があるとされ、紅麹由来の健康食品などが多く販売されているようです。

自分なりに改めて健康を考えてみると、3食きちんと食事をとる、睡眠時間を十分確保する、決して油断し終電を逃して、タクシーで帰路につくような事は避けなければいけないと結論付けたこの頃です。

(広報部 E・K)

会 員 の 異 動

<入 会>

氏 名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
伊 吹 心 吾	〒103-0022	日本橋室町1-8-2 末広ビル5F 税理士法人渡辺会計	3279-2820	5年12月20日	
竹 内 航	〒103-0013	日本橋人形町3-7-3 NCC人形町ビル3A スターチス税理士法人	6822-6560	5年12月20日	
栗 原 幸 子	〒103-0027	日本橋1-18-14 第三正明ビル1階 さくら東京税理士法人	6262-1333	5年12月20日	
小 寺 祥 子	〒103-6117	日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング れいわ税理士法人	3231-1936	5年12月20日	
轟 健 作	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	5年12月20日	
大 江 高 詞	〒103-0004	東日本橋3-12-6-502号	090-1030-2970	5年12月20日	
佐々木 匠	〒103-0022	日本橋室町1-9-12 共同ビル4階 税理士法人東京パートナーズ会計事務所	6263-0881	6年2月22日	
蜷 川 恵 実	〒103-0021	日本橋本石町3-2-7 常盤ビル10階 丹羽正裕税理士事務所	3548-1161	6年2月22日	
岩 田 慧	〒103-6117	日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社	3231-1858	6年2月22日	
笠 倉 邦 仁	〒103-0022	日本橋室町2-5-8 パンテオン日本橋三越前802号 笠倉純二税理士事務所	6225-5616	6年2月22日	
平 田 一 美	〒103-0021	日本橋本石町3-2-7 常盤ビル10階 丹羽正裕税理士事務所	3548-1161	6年2月22日	
小 島 凌 太	〒103-0016	日本橋小網町8-2 BIZMARKS日本橋茅場町310	6555-0903	6年2月22日	
武 井 宏 幸	〒103-6117	日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社	3231-1858	6年2月22日	
荒 巻 善 宏	〒103-0028	八重洲1-7-20 2階 税理士法人チェスター	6869-5040	6年3月23日	
大 町 美 奈 子	〒103-0027	日本橋2-1-21 第二東洋ビル5階 税理士法人フィールズ	3516-8818	6年3月26日	
中 島 尚 也	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	6年3月26日	
石 井 浩 一	〒103-0028	八重洲1-5-9 税理士法人心 東京税理士事務所	5542-1779	6年3月26日	

<転 入>

氏 名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
矢 野 貴 裕	〒103-0012	日本橋堀留町1-1-2 フェニックスⅢビル701	080-2093-8322	5年12月11日	
横 山 和 寿	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10F 税理士法人日本橋国際会計事務所	4446-6568	5年12月12日	

本 岡 恭 平	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10F 税理士法人日本橋国際会計事務所	4446-6568	5年12月12日	
海老名 佑 介	〒103-0007	日本橋浜町2-57-1-909	080-6611-3835	5年12月13日	
小 崎 寧 子	〒103-0016	日本橋小網町8-2 BIZMARKS日本橋茅場町601	070-8392-7099	5年12月19日	
川 野 真 幹	〒103-0027	日本橋1-2-10 Rind税理士法人	080-6611-7217	5年12月25日	
岩 田 海 靖	〒103-0027	同上	同上	同上	
石 井 宏 和	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	6年1月9日	
秋 庭 大 輝	〒103-0026	日本橋兜町5-1 兜町第1平和ビル7階 税理士法人レコルテ	6810-8306	6年1月11日	
齋 藤 圭 祐	〒103-0027	日本橋3-5-12 DECO TOKYO4階A室 松浦健司税理士事務所	6712-6597	6年1月23日	
塩 野 光 二	〒103-0012	日本橋堀留町1-2-16 瀧田ビル5階 日本橋税理士法人H&Sパートナーズ	6410-6600	6年1月29日	
立 花 俊 幸	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10階 税理士法人MATT 東京事務所	090-3493-2924	6年2月5日	
岡 崎 央	〒103-0013	日本橋人形町3-7-3 NCC人形町ビル3A	090-7799-6178	6年2月7日	
船 山 雅 史	〒103-0015	日本橋箱崎町19-7-1001	6278-7861	6年3月19日	
笠 原 瑞 弘	〒103-0013	日本橋人形町1-16-7 人形町TNビル8階	080-5087-1268	6年3月26日	

<法人転入>

法人名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
税理士法人MATT 東京事務所	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10階	090-3493-2924	6年2月5日	

<事務所住所変更>

氏 名	郵便番号	事務所住所
佐 野 典 子	〒103-0015	日本橋箱崎町35-7 BS箱崎ビル2階
坪 池 剛	〒103-0023	日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2階
根 本 俊 一	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10F
倉 光 宏 一	〒103-0023	日本橋本町4-2-11 エビスビル201号室
板 倉 章 典	〒103-0013	日本橋人形町2-32-12 JECTONE人形町ビル4F
吉 濱 豪	〒同上	同上
川 名 雅 斗	〒同上	同上
西 尾 剛	〒103-0012	日本橋堀留町2-4-5 長谷川ビル5階
久 世 貴 子	〒103-0001	日本橋小伝馬町14-5 メローナ日本橋1002号

<法人事務所住所変更>

氏名	郵便番号	事務所住所
税理士法人 レガフィット	〒103-0013	日本橋人形町2-32-12 JECTONE人形町ビル4F

<事務所名変更>

氏名	新事務所名	氏名	新事務所名
坪池 剛	坪池 剛税理士事務所	根本 俊一	税理士法人日本橋国際会計事務所
西尾 剛	松岡大江税理士法人 日本橋オフィス		

<事務所電話番号変更>

法人名	電話番号	法人名	電話番号	法人名	電話番号
板倉 章典	5801-9806	吉 濱 豪	5801-9806	川 名 雅斗	5801-9806
西尾 剛	080-6788-1674	久世 貴子	090-2317-4107		

<法人事務所電話番号変更>

氏名	新事務所名	氏名	新事務所名
税理士法人レガフィット	5801-9806		

<転出>

氏名	転出先	氏名	転出先	氏名	転出先
森 大輔	芝支部へ	姫 野 英 隆	神田支部へ	田 畑 龍 一	神田支部へ
宮 口 徹	麹町支部へ	相 澤 信 夫	新宿支部へ	入 江 雄 貴	京橋支部へ
西 川 佐恵子	本所支部へ	峰 尾 友理子	麹町支部へ	稗 田 正 一	東村山支部へ
五十嵐 真 起	麻布支部へ	川 嶋 有 美	神田支部へ	浜 平 純 一	杉並支部へ
中 津 有希子	中野支部へ	露 木 俊	芝支部へ	小 堀 弘 毅	麹町支部へ
三 宅 郷 太	品川支部へ				

<退 会>

氏名	転出先	氏名	転出先	氏名	転出先
吉 田 裕 平	千葉県会へ	木 村 友 洋	九州北部会へ	安 東 容 杜	業務廃止
河 合 晨	関東信越会へ	石 川 勝 之	業務廃止	若 林 剛 史	東京地方会へ
松 井 幸 史	関東信越会へ	菱 山 園 子	業務廃止	板 橋 則 雄	業務廃止

<法人会員退会>

法人名	備考	法人名	備考
サン共同税理士法人 日本橋オフィス	廃止		

<会員死亡>

原 口 義 弘	令和5年12月14日死亡 77歳	山 口 善 久	令和6年1月20日死亡 71歳
---------	------------------	---------	-----------------

(株) 日税ビジネスサービスは おかげさまで創立 50 周年を迎えました

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の

報酬自動支払制度



インボイス制度
&
電子帳簿保存法保存期間対応!

関与先様 1 件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で

検索

QRコードから
アクセス

または



報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335 円 / 件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800 円 / 月
5 日と 28 日両方の振替日をご利用
の場合、2,100 円 / 月となります。

口座振替請求手数料

240 円 / 件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は **My 集金 NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など定期・不定期を問わず 1 件からサポートします。

My 集金 NET のお問い合わせは

03-3345-0890



税理士とその関与先のために



税理士協同組合事務代行業

株式会社 日税ビジネスサービス



日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 日税共栄会保険代行 日税日税サービス 日税日税経営情報センター 日税日税信託

挑みつづける、変わらぬ意志で。



《東京商工会議所から融資のご案内》

マル経融資・新型コロナウイルス対策マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦に基づき

日本政策金融公庫が**無担保・保証人不要**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

特例措置①

一般のマル経融資（2,000万円）とは
別枠で融資限度額 **1,000万円**（2024年6月末日まで）

返済期間 運転資金・設備資金 20年以内

※ただし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複する場合の貸付残高合計額に限度があります。

※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

特例措置②

当初3年間 融資利率 **0.75%**（固定金利）

※経営改善利率 1.25%より▲0.5%引き下げ

※2024年4月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。**本特例措置の取り扱いは、2024年6月末日までとなります。**

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

融資対象（主な項目）

●小規模事業者であること ⇒

小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）
※アルバイト・役員等を除いた人数

- 最近1か月の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が
前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある事業者。
 - 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者
（※創業予定の方や、創業後1年未満の方は、融資対象とはなりません。）
 - 税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者
 - 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者
- ※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

【経営に関するお悩み承ります】

◆税理士による無料税務相談

第2火曜日

◆弁護士による無料法律相談

第1・3火曜日

※午後1時～4時（1回30分）要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部【事前予約制】電話：3538-1811

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ3階

多彩な事業で 事務所の繁栄をお手伝い

ご利用ください、東税協の事業

書籍等の購入

税理士業務に関する専門書店「直営売店」

事務所業務をサポート

税理士ローン
報酬自動支払制度
関与先向け集金代行サービス
／日税ビジネスサービス、NSS日本システム収納
東税協リース・オートリース／イチネン、JA三井リース
パーキング・カーリース事業
／名鉄協商、イチネンパーキング
不動産情報サービス事業
／日税不動産情報センター、三井住友トラスト不動産、
住友不動産販売
相続・事業承継支援事業／国土工営
M&A仲介サービス／ストライク、日税ビジネスサービス
トナーカートリッジ斡旋事業／日税ビジネスサービス
研修事業
AFP資格取得研修事業／日税ビジネスサービス
オフィス用品割引サービス／日税ビジネスサービス
IT機器割引サービス／デル・テクノロジーズ
オフィス用家具等の斡旋／くろがね工作所
書類保管サービス／富士防災警備
不動産管理代行／パワーズアンリミテッド
在宅SE人材サービス／コネクティル
産業廃棄物処理の斡旋／リサイクル・ネットワーク
「電取くんライト」販売斡旋／日本法令

中小企業・個人事業主向けの共済制度を活用

小規模企業共済制度
中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）
中小企業退職金共済制度（中退共）

もしもの時に備える

税理士年金（東税協年金）
集団扱自動車保険
集団扱火災保険
東税協ファミリーガード保険
ゴルフアーズ保険
取引信用保険（共同被保険者方式）
弁護士サポートプラン

生活をサポート

税理士DCカード／三菱UFJニコス
税理士MUFG CARD Platinum
American Express Card／三菱UFJニコス
京王クレジットカード／京王百貨店
ドクターオブドクターズ・クラブ／日税サービス
墓所・墓石工事等の斡旋／メモリアルアートの大野屋
百貨店優待制度
各種返礼品等のご優待／高島屋日本橋店
ゴルフ場利用料優待／太平洋クラブ
ゴルフ会員権売買斡旋事業／桜ゴルフ
住宅メーカー斡旋事業
／大和ハウス工業、ミサワホーム、旭化成ホームズ、
住友林業、長谷工コーポレーション
紳士服斡旋事業／コナカ
オーダースーツ斡旋事業
／オンワードパーソナルスタイル
結婚相談サービス／芙蓉ファミリークラブ
自動車販売斡旋／レクサス、アウディ

組合が推進する保険事業

（東税協共栄会の主な事業）
経営者大型保障プラン
事業総合傷害保険（あんしん財団）
（全税共の主な事業）
VIP大型総合保障制度
全税共年金
会員サービス等
税理士VIP代理店制度
（日本税協連の主な事業）
優Youプラン
3大疾病保障共済制度

東京税理士協同組合

<https://www.tozeikyo.or.jp>



事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008
直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 1 階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

部活動風景



▼ アウトドア部 ▼



▼ 野球部 ▼



元プロ野球選手の大引氏参加の野球教室

新春講演会



TDL内のクリスマスローズ

